

## 学校法人沖縄キリスト教学院におけるハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教短期大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメント防止等」という。）について、必要な事項を定め、本学の学生及び教職員の教育、研究、就学環境、就労環境等を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは次の各号に該当することをいう。

(1) セクシュアルハラスメント

教育、研究、業務に関連して、当事者の意に反する性的な発言や行動により、不利益や損害を与え又は個人の尊厳や人格を侵害することをいう。

(2) アカデミックハラスメント

教育、研究、業務に関連して、職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の学生及び教職員に対して、不適切な言動により個人の尊厳や人格を侵害することをいう。

(3) パワーハラスメント

職務上優越的立場にある者が、従属的立場にある者に対し、監督、指導、育成する権限を不当に行使し、その意に反する不当な取扱いを行い、不利益や損害を与え又は個人の尊厳や人格を侵害することをいう。

(4) ハラスメントに起因する問題

学生及び教職員の就学上又は就労上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して、就学上又は就労上の不利益を受けること。

(本学の責務)

第3条 本学は、前条のハラスメントの防止等について、専門家による必要な研修又は講演、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により啓発活動を行うものとする。

2 学生及び教職員は、この規程に従いハラスメントを行ってはならない。

3 学生及び教職員は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、調査等に協力しなければならない。

(ハラスメントに関する相談等への対応)

第4条 本学に、学生及び教職員からのハラスメントに関する相談（以下「相談」という。）及び苦情の申し出に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談に際しては、所定の用紙に相談内容及びその理由、具体的措置を求める場合はその内容、その他相談者本人が考える事項等を記載して提出しなければならない。相談の取り下げに際しても同様の手続きを踏むこととする。

3 学生の相談窓口は、学生課並びに学生相談室とし、学生課は学生課長が対応する。この場合、連携して相談に当たるものとする。

4 教職員の相談窓口は、総務課とし、総務課長が相談に当たるものとする。

5 相談窓口の担当者が当事者の場合は、事務局長が対応する。

(相談窓口の責務)

第5条 前条の相談及び苦情を受けた相談員は、事実関係等の把握に努め相談者に対し、必要に応じ

産業医と協議の上必要な指導及び助言を行う。

- 2 相談員は、当該ハラスメントの内容等について、ハラスメント防止啓発委員会に事実関係の調査、調停案の策定及び調停（以下「調停等」という。）を依頼するものとする。

（ハラスメント防止啓発委員会及び調査委員会）

第6条 前条第2項の規定により依頼を受けたハラスメント防止啓発委員会は、事案毎に調査委員会を設置し、調査を依頼するものとする。

- 2 調査委員会は、ハラスメントに関する事実関係を確認するため、当事者及び関係者から公正な事情聴取を行うものとする。

- 3 ハラスメント防止啓発委員会は、調査委員会の調査結果に基づき、適正な措置を取るものとする。

- 4 ハラスメント防止啓発委員会及び調査委員会は、当事者及び関係者のプライバシーや名誉、その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（相談者及び協力者の保護）

第7条 ハラスメントに関する相談及び調査への協力を行った職員に対し、そのことを理由に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

（ハラスメント防止啓発委員会および調査委員会の組織）

第8条 ハラスメント防止啓発委員会は、次の者をもって組織し、委員長に学長をもって充てる。

- （1）学長
- （2）人文学部長
- （3）短期大学部長
- （4）宗教部長
- （5）事務局長
- （6）学生支援部長
- （7）教学支援部長

- 2 ハラスメント防止啓発委員会に関する事項については、別に定める。

- 3 調査委員会は、委員長が指名する次の各号に掲げる職員をもって組織する。この場合、一方の性が片寄らないよう配慮する。また、調査委員会は必要に応じ、外部の専門家を当該委員会に置くことができる。

- （1）教育職員 若干名
- （2）事務職員 若干名

- 4 調査委員会は、調査結果を取りまとめ委員長に提出し、報告することとする。提出する調査結果には、次に掲げる事項を記載する。

- （1）事案の経過
- （2）当事者及び関係者の主張、要望及び調査委員会の見解
- （3）委員会の事実確定

- 5 調査委員会は、調査報告書を取りまとめるにあたって、当事者に対し、主張した内容の確認を行い、署名捺印を求めることとする。

（関係者に対する規定の適用）

第9条 第6条第3項の適正な措置とは、本学就業規則第82条及び関連の規定によるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、理事会が行う。

附則

1 この規程は、2008年10月23日から施行する。

2 セクシュアル・ハラスメント防止対策指針(2001年12月17日施行)及びセクシュアル・ハラスメント防止対策指針運用通知(2001年12月17日施行)は、廃止する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年3月19日から施行する。